

京都あぐい便い



京都府景観遺産「石寺の茶畑」(和束町)



近畿農政局京都支局
発行：令和2年6月30日

令和2年度
第2次補正予算

農林漁業者のための 経営継続補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓や生産・販売方式の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者

農林漁業者(個人及び法人) ※常時従業員数は20人以下のもの

○対象となる取組・補助率

(1) 農協、森林組合、漁業等の「支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む経営の継続に向けた取組を支援。

【補助率：3/4 (補助上限額は100万円)】

① 国内外の販路の回復・開拓

② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換

③ 円滑な合意形成の促進等

※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。

(2) 事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策

【補助率：定額 ((1) の補助額が上限。ただし50万円まで)】

○留意点

本事業は、給付金ではありません。一定の行為に対して補助するものであるため、自己負担が発生します。例えば、(1)につき100万円、(2)につき50万円、合わせて最大150万円の補助を受ける場合の自己負担は約33万円となります。

(共同申請では、最大1,500万円の補助を受ける場合の自己負担は約330万円)

詳細については、以下のURLをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html>



【お問合せ先】 近畿農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 075-414-9017

雇用調整助成金の特例措置の拡大(緊急雇用安定助成金含む)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立し、これに伴い雇用調整助成金の更なる拡充されました。

1. 助成額の上限額の引き上げ
企業規模を問わず上限額を1人あたり日額15,000円に増額。
2. 解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充
解雇等をせずに雇用を維持に努めた中小企業の助成率を10/10。

雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所である農業経営体(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の方は助成金の申請には、[近畿農政局が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」](#)が必要です。



「雇用調整助成金」の詳細は下記URLをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/kinnkyuutokuteitiiki.html

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

令和2年2月27日から9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となります。

1. 助成額
有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を助成
①令和2年2月27日～3月31日までに取得させた休業等 (上限8,330円/日)
②令和2年4月1日～9月30日までに取得させた休業等 (上限15,000円/日)
2. 助成対象期間
有給休暇の取得日が2月27日～9月30日までの期間にある場合

雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所である農業経営体(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の方は助成金の申請には、[近畿農政局が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」](#)が必要です。



「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の詳細は下記URLをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/syougakkoukyuukou.html

【支給要件、申請等のお手続きのお問い合わせ先】

学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999(受付期間9:00～21:00)

【農業等個人事業所に係る証明書のお問い合わせ先】

近畿農政局京都支局 075-414-9015

令和元年度 「食料・農業・農村白書」、「森林・林業白書」 「水産白書」、「食育白書」が公表されました

○食料・農業・農村白書

今回の白書では、冒頭に特集を2テーマ設け、「新たな食料・農業・農村基本計画」、「輝きを増す女性農業者」について記述しています。新たな基本計画は令和2年3月に策定され、今後の農政の中長期ビジョンとなるものです。

また、令和元年は男女共同参画社会基本法の施行から20年の節目の年であったことから、「女性農業者」を食料・農業・農村白書で初めて特集として取り上げました。

本文及び概要は、以下のURLで御覧になれます。

https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r1/index.html



【お問合せ先】 近畿農政局企画調整室 075-414-9037

○森林・林業白書

持続可能な開発目標(SDGs)へ森林・林業・木材産業がどう貢献するかを特集として整理しました。60以上の事例を森林の整備、森林資源の利用、森林空間の利用で分類し、森林との多様な関わりを紹介しています。

本文及び概要は、以下のURLで御覧になれます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/>



【お問合せ先】 林政部企画課年次報告班 03-6744-2219

○水産白書

「平成期の我が国水産業を振り返る」と題し、平成期における我が国水産業の変遷について振り返っています。さらに、令和の時代において、我が国の水産業が持続的に発展し、期待される機能を一層発揮していくために新たな資源管理システムの構築、漁業者の所得向上や浜の活性化のための取組の推進、ICT・AIの導入等によるスマート水産業の推進、マーケットインの発想による流通構造の確立などが必要となっていることについて記述しています。

本文及び概要は、以下のURLで御覧になれます。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/index.html>



【お問合せ先】 水産庁漁政部企画課動向分析班 03-6744-2344

○食育白書

「令和元年度食育白書」では、第3次食育推進基本計画の重要課題の1つである「若い世代を中心とした食育の推進」を特集し、食料の生産から消費に至る食の循環において、若い世代が中心となって取り組んでいる事例を紹介しています。

本文及び概要は以下のURLで御覧になれます。

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/r1_index.html



【お問合せ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 03-6744-2125

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- 1 暑さを避けましょう
- 2 適宜マスクをはずしましょう
- 3 こまめに水分補給しましょう
- 4 日頃から健康管理をしましょう
- 5 暑さに備えた体作りをしましょう



夏期の気温・湿度が高い中でのマスクの着用には御注意ください

厚生労働省が開発を進めていた新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）がリリースされました。

利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができます。

詳細については、以下のURLをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



お問合せ先：近畿農政局京都支局

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL: 075-414-9015 FAX: 075-414-9057

ホームページ：<https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/kyoto/index.html>

